

令和6年度
第1回
定期監査結果報告書

教育部

(教育総務課、教育指導課、学校給食課)

武蔵村山市監査委員

令和6年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部（教育総務課、教育指導課、学校給食課）

3 監査の範囲

令和6年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行

4 監査の期間

令和6年9月4日（水）から令和6年12月26日（木）まで

5 監査の方法及び着眼点

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

内 野 和 典

第2 監査の結果

1 監査の結果

事務の執行は、おおむね良好で、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 概要及び分掌事務について

事務の概要及び武蔵村山市組織規則に基づく事務について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 台帳等目録について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(3) 予算執行について

歳入・歳出予算執行状況及び資金前渡の処理状況を確認したところ、おおむね適正に処理されている。

(4) 委託料について

抽出により委託内容等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(5) 工事請負費について

工事内容等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(6) 負担金、補助金及び交付金について

負担金、補助金及び交付金の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(7) 扶助費について

扶助費の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(8) 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、新規又は廃棄されたものがあるにもかかわらず、適切な手続がなされていない状況が見受けられた。今後、新規又は廃棄した場合は、速やかに台帳の処理をしていただきたい。

(9) その他について

各課の時間外勤務実績を確認したところ、一部の課で昨年度実績より、職員の時間外勤務時間数が増加しており、また、特定の職員に時間外勤務が多い状況が見受けられた。課内で仕事の配分を見直すなど、特定の職員に仕事が集中しないような工夫をお願いするとともに、今後も健康管理には、十分留意していただきたい。

また、要望、苦情の対応については、今後も適切な対応をお願いする。

事務処理全般については、受付印の漏れや鉛筆での訂正など、一部改善を要する事項が見受けられた。今後、適正な事務処理をお願いしたい。

2 教育部への要望等

学校教育は、全ての子どもに対して、その一生に通じる人間形成の基礎として必要なものを共通に修得させ、個人の特性を伸ばすとともに、社会性を豊かにするための重要な教育施策である。

本市においては、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第三次教育振興基本計画」の共通理念である「人と人との絆で未来を拓く 学び支え合うまち 武蔵村山」のもと、生きる力を育む教育の推進、学校・家庭・地域の連携強化、教育の質の向上と教育環境の整備を図っていただくとともに、児童・生徒の心身の健全な発達のため、また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、学校給食においても、その安定的な実施に努めていただくようお願いする。

